平成２１年（フ）第４８７２号
大阪府寝屋川市黒原新町９番16号
債務者　中垣まき代
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８７４号
大阪府門真市上野口町54番13―307号
債務者　森　　和子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８９０号
大阪府東大阪市高井田中３丁目９番23号
債務者　南　八重子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０号
福岡県大牟田市小浜町25番地27　コーポあすか201号
債務者　布野　正勝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部破産係

平成２１年（フ）第６０号
福岡県大牟田市浜町３番地８
債務者　髙田美智子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２１年（フ）第５２号
福岡県行橋市大字長音寺17番地１昭和団地１―44号
債務者　尾崎　武輝
1　決定年月日時　平成21年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月26日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２１年（フ）第７７号
岩手県大船渡市猪川町字久名畑18番地11
債務者　新沼　利行
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第７８号
岩手県大船渡市猪川町字久名畑18番地11
債務者　新沼やへ子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第９６号
岩手県気仙郡住田町世田米字中村28番地８
債務者　吉田　優子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第１１２号
宮城県加美郡色麻町四竈字北河原１番地15メゾネット北河原103号、従前の住所宮城県加美郡色麻町四竈字若林４番地５
債務者　池田真智子（旧姓伊藤・佐藤）
1　決定年月日時　平成21年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第５０号
山口県宇部市大小路３丁目１番１―201号
債務者　岡橋　　亮
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１００号
山口県宇部市大字東岐波4685番地２
債務者　池部　達満
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第１０８号
山口県宇部市草江１丁目２番23―301号
債務者　岡田千恵子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月27日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２１年（フ）第７６９号
宮城県岩沼市三色吉字亀80番地
債務者　安田　智子
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８７０号
仙台市泉区加茂３丁目３番地の７
債務者　田林　勇治
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８７１号
仙台市太白区郡山８丁目22番１―1113号
債務者　佐々木勝則
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８７２号
仙台市青葉区土樋１丁目９番３―205号
債務者　鈴木　義文
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５７号
茨城県ひたちなか市大字田彦1463番地７　Ｂ―１
債務者　小菅　信夫
1　決定年月日時　平成21年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年８月28日まで
水戸地方裁判所